

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和 7 年 2 月 1 0 日開会

熊 本 県 南 小 国 町

令和6年度南小国町農業委員会2月総会

開催日時 令和7年2月10日（月）午前10時00分から午前11時00分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（7番委員、8番委員）

日程

1. 議案第 25号 農地法第3条（委員会）
2. 議案第 26号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
3. 議案第 27号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）
4. 議案第 28号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について

出席委員（8名）

1番 藤 堂 伸 二 委員	2番 北 里 昌 嗣 委員
3番 河 津 篤 委員	4番 穴 井 堅 委員
5番 日 野 米 藏 委員	6番 河 津 博 文 委員
7番 甲 斐 義 隆 委員	8番 井 野 みゆき 委員

欠席委員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員（2名）

事務局 長 穴 井 康 治
事務局 野 口 駿 太 郎

おはようございます。

ただ今から、令和7年2月の農業委員会定例総会を始めたいと思います。

本日は委員 8 名の出席で定足数に達していますので、総会は成立します。

本日の会議録署名委員を7番甲斐委員、8番井野委員にお願いいたします。

議案第 25 号 農地法第 3 条 (委員会)

それでは、ただ今から始めます。

議案第 25 号 農地法第 3 条（委員会）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

【議案第25号 農地法第3条（委員会）について詳細に説明】

申請番号 07-1 (権利) 所有権移転 有償 (所在) ○○○○○○○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 895 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,930 m²。○○○○○○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 2,449 m²。同じく○○○○-○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 541 m²。同じく○○○○-○。(登記地目・現況地目) 共に畑。(面積) 1,144 m²。同じく○○○○。(登記地目・現況地目) 共に田。(面積) 3,510 m²。計 田5筆 10,325 m²。畑1筆 1,144 m²。合計6筆 11,469 m²。(譲渡人) 熊本県阿蘇郡小国町大字○○○○○○番地。○○○○氏。(譲受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字○○○○○○番地。○○○氏。(申請事由) 譲受人の規模拡大のためでございます。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると思われます。

参考資料といたしまして次のページに係る位置図、それから本日お配りしました3条現地確認写真をご覧くださいと思います。

続きまして別にお配りしています農地法第3条関係許可審議票につきましては野口より説明いたします。

○事務局

それでは当日配布資料をご覧ください。

【農地法第3条関係許可審議票について詳細に説明する】

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは、関係委員の方の説明をお願いします。

1 番藤堂委員から説明をお願いします。

○ 1 番委員

それでは、本件について説明をさせていただきます。

まず譲受人の〇〇〇氏ですけれども、〇〇地区でも数少ない専業農家でして、認定農家にもなっています。家族のご協力も得ながら年間を通して〇〇・〇〇・〇〇〇〇、また夏場については〇〇〇〇等で複合経営で今やってらっしゃいますけれども、この土地につきましては〇〇〇〇〇〇さんの水田及び畑ですけれども、元々〇〇の〇〇〇〇さんという亡くなられた方が耕作していた水田等なんですけれども、相続で〇〇さん名義になっていると。元々は〇〇さんが生きていらっしゃる頃は全部耕作していましたけれどもその後、遊休農地といいますか休耕田等になっていましたけれども、こ

○会長

〇〇推進委員

○会長

○事務局

〇〇推進委員

○会長

○事務局

単価としてではなく、その土地全体をいくらで購入されたかは申請書で確認してお

りますが、単価としては確認はしていないということです。

以上です。

〇〇推進委員

分かりました。申請書というのは実際の取引価格を書くようになっているんですか。売買契約等も確認したんでしょうか。どうぞ。

〇会長

事務局からお願いします。

〇事務局

はい。申請書は本人さんから申請者のお二人からいただいております、今回は所有権移転でありますので契約書は付いておりませんが、金額に関しては6筆全筆でいくらにするという形でいただいております。

以上です。

〇〇推進委員

分かりました。以上質問は終わります。

〇会長

他に皆さんからご意見がありましたらお願いします。

ありませんか。

（はい。という声あり）

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは全員賛成ですので当委員会としまして許可をいたします。

議案第26号 基盤強化法等改正法附則第5条

（農用地利用集積計画の公告）

続きまして、議案第26号 基盤強化法等改正法附則第5条（農用地利用集積計画の公告）について事務局から説明をお願いします。

〇事務局長

次のページをお願いいたします。

【議案第26号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条

（農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

（権利種別）貸借権設定 申請番号 07-1 （所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）2,826 m²。〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）1,161 m²。〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）944 m²。〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。（面積）3,849 m²。合計 田4筆8,780 m²です。（利用権）使用貸借権。（貸付人）熊本県熊本市〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号。〇〇〇〇氏（借受人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。（利用目的）は水稻。（借賃）無償。（期間）につきましては令和7年3月1日から令和12年2月28日まで。再設定でございます。

以上です。

〇会長

ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

（〇推進委員手をあげる）

〇〇推進委員	〇委員からお願いします。 〇〇〇〇〇〇さんの相続で〇〇〇〇さんということで、私たまたま〇〇〇〇の〇〇〇〇の近くにありますが、〇〇〇さんの〇〇さんの娘さんからですね今〇〇を作りよるということで田んぼを耕していますが、その周辺にある田んぼがおそらくこの〇〇、〇〇〇〇〇〇さんの分だと思えます。字図で調べましたら〇〇〇〇さんとありましたので、どこの人かと思いましたが〇〇〇〇さんの関係ということで承知したんですけど。その周辺にですね〇〇〇〇さんという方の田んぼがありまして、いつも架干しできれいな架干しをして見事だなと思っていたんですけど、事情で去年は作っていないです。それで今現在がちょっと遊休地のようになっておりまして、そこを今度〇〇〇〇さんが作られるということで。近隣の幹旋という形でここも作るなら〇〇さんにも交渉を、推進委員さんがするのか農業委員さんがするのか分かりませんが中継ぎをしてやったらどうかと思うわけです。それが一つ。 もう一点は、8反7畝もありながら全部が無償ということで、これはよっぽど親戚とかよっぽどの近い関係の方で無償ということが成り立つのかなと思いますが、私は個人的な感覚ですが、先祖代々の土地を、今まで収益を上げてきた土地なのにそれを敢えて無償で貸すということに対して本当に無償でいいのかなと思うわけです。今までにこういった大量の面積を無償という例があったんでしょうか。何か非常に先祖に申し訳ないという気もいたしますので、何を言うてつかわからんばってん、無償が適当であるかどうかのご意見を他の委員さんにもお尋ねしたいんですけど、よろしいでしょうか。
〇会長	(4番委員手をあげる)
〇4番委員	4番穴井委員お願いします。
	今の件でございますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇と〇〇〇〇ということで、もう親の代から仲良くされておったというか、親戚扱いをしておったのではなかろうかというふうに思います。そういったことで無償ということもあろうし、いわゆる作る方もですねお願いをして作るとなると、やっぱり少々の無理は省いて何とか作ってくださいということであれば、やっぱり無償ということもできてくるんじゃないかなというふうに思います。
〇会長	(6番委員手をあげる)
〇6番委員	6番河津委員。
	補足いたしますとですね、〇〇〇〇さんは今こっちに居らず誰も居らんわけですよ。この田んぼを守る人が。それで姉さんの旦那にも話をしたんですけど、姉さんの旦那は作れないと。〇〇〇〇さんとしてはですね一部以前作っておりまして、〇〇〇〇さんの方がですねこのままでは農地が荒れるから無償でいいから作っていただきたいと。要するに農地を守るために無償でもいいということを伺っております。
	以上でございます。
〇会長	(1番委員手をあげる)
	1番藤堂委員。
〇1番委員	今〇推進委員さんの方からありました無償ということについてなんですけども、実

際私も水田とかを作っておりますけれども、休耕田自体がですねかなり私の家もありまして、休耕田自体も管理に結構手間暇がかかる。中山間事業との絡みもありまして、年に何回かは草を切ったりとか、トラクターで鋤いたりとか、そういう手も考えるとやっぱり人件費とか燃料代とか考えるとですね、タダでもいいから誰か面倒見てくれんかな、という思いもありますので、ここは文面上は無償ということになっておりますけれども、そういう維持管理に関する経費等も考えると、実際にはマイナスがプラマイゼロになるということですから貸す人、貸し手にとってもそれなりのメリットはあるという上での無償ということではないかなと思います。

○会長

はい。ありがとうございました。

（○推進委員手をあげる）

○委員。

○○推進委員

無償というか、再設定ということですね。今までの条件がそのままお互いに納得の上でだと思いますが、○○○の事例で言いますと、中山間の交付金は田の持ち主にあげてそして尚且つ畜産をやっている方が牧草を植えたときには、農業委員会で賃貸借を取り交わして転作奨励金の牧草の交付金は作った人がいただくと。作っている人と土地の持ち主がウィンウィンの関係で持ち主には中山間の交付金が入ってくる。借りた人には転作の牧草の助成金が入ってくるということで、そういう関係が成り立つということでありますので、無償という表現からそういった交付金が生まれてくるということで、荒さなければお互いに良いことがあるということで認識しております。無償、タダほど高いものはないという感覚でしたが、私たちの目的は遊休地を作らないということが大前提ですからこれはこれで良いんじゃないかと思います。

以上です。

○会長

はい。よろしいですか。他に皆さんからありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい。全員賛成ですので当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第 27 号 基盤強化法等改正法附則第 5 条

（農用地利用集積計画の公告）

続きまして、議案第 27 号 基盤強化法等改正法附則第 5 条（農用地利用集積計画の公告）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。次のページをお願いいたします。

【議案第 27 号 基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条

（農用地利用集積計画の公告）について詳細に説明】

（権利種別）所有権移転 申請番号 07-2（所在）○○○○○○○○○○・○○○○

合併番です。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)1,576㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)568㎡。同じく〇〇〇〇。(登記地目・現況地目)共に田。(面積)975㎡。合計 田3筆3,119㎡です。(利用権)所有権移転。(譲渡人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。公益財団法人 熊本県農業公社。(譲受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(利用目的)は野菜でございます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積計画についてご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(4番委員手をあげる)

4番穴井委員お願いします。

○4番委員

お尋ねをいたします。渡人が農業公社となっておりますが、〇〇の方だろうと思えますけど、元々の持ち主といいますか所有者はどなたでしょうか。言えるなら教えていただきたいと思えます。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年の11月総会の時に、〇〇の〇〇〇〇さんから農業公社への所有権移転がされておりまして、今回の案件となっております。

すみません。そちらに関しては備考に載せるべきでしたが今回載せてなくて大変申し訳ございませんが、内容はそういう形になっております。

以上です。

○4番委員

はい。分かりました。ありがとうございました。

○会長

他に何かありませんか。

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員お願いします。

○1番委員

質問ですけども、この議案についても権利種別としては所有権の移転ということなんですけども、今日の1件目の議案でも同じ所有権移転でしたけども、そちらは3条、こちらは同じ所有権移転ですけれども第5条。で、違うということは当事者の片方が農業公社が入っているから5条に該当という認識でよろしかったでしょうか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明します。

議案第25号と27号の違いとしましては、まず法律がですね、農地法が農地法第3条で議案第25号であったものでして、今回の議案第27号は基盤強化法等の一部を改正する法律に基づいての手續きになっております。

ひとつはまず法律が違うところが一点。あと先ほど藤堂委員がおっしゃったとおり、こちらの議案第27号につきましては、農業公社を通した所有権移転という形になりますので、そこも先ほどの議案第25号の所有権移転と異なる件で間違いありません。

	以上です。
○1番委員	はい。分かりました。
○会長	(○推進委員手をあげる)
	○委員からどうぞ。
○○推進委員	開会の前に今年から1月からその資料をということで、早速この事例が出てきましたが、11月の議案があれば○○○○さんという記憶が若干あったようななかったような気もしますが、法律の違いということで分かりました。それと後学のために、遊休地を減らす努力のためにも3反もの田んぼに野菜ということで、どのような野菜が今、生産者にとって考えられているのか野菜は何でしょうか。どうぞ。
○会長	事務局からよろしいでしょうか。
○事務局	事務局より説明させていただきます。
	今回の申請地の場所につきましては、○○○○さんが作られているときにハウスがありまして、○○○○氏に確認しましたところ、ハウレンソウを作られるというふうにお聞きしております。
	以上です。
○会長	よろしいですか。○委員。
○○推進委員	はい。
○会長	他にございませんか。
	(5番委員手をあげる)
	5番日野委員からお願いします。
○5番委員	はい。11月に農業公社に預けてありますが、そして所有権移転が今年の2月ですが、最短でそのくらいかかるとですかね。11月に申請してから。
○会長	事務局から説明をお願いします。
○事務局	はい。そうですね。今ご質問のありましたとおり、こちらの農業公社を通す売買、後は貸借りもそうですけど、最短でやはりこのくらいのスケジュール間です。11月に案件がありましたら次は2ヶ月くらい空けてからの2月に改めて所有者さんの方に動くというふうなスケジュール間にはなっております。こちらがやはり公社との手続き間でも最短にはなっております。
	以上です。
○会長	よろしいですか。
○5番委員	はい。
○会長	他に皆さんからございませんでしょうか。
	(1番委員手をあげる)
	1番藤堂委員からお願いします。
○1番委員	はい。すみません。今審議されている案件は去年の11月に所有権移転が農業公社の方になされていたということですが、先月の会議でも出たかと思うんですけど、せっかく右の備考覧がありますので、事務局のほうで考えられるケース、ここはひょっとすれば農業公社となっているけど、元は誰の土地なんだという質問が出るかもしれん

な、という閃きといいますか、を使っただいて、備考覧に現所有者〇〇〇〇さんとか書いておけば質問は出ないという話ですので、この備考覧の活用というのを是非お願いしたいと思います。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。すみません。今藤堂委員がおっしゃったとおり、今回備考のほうに本来載せるべき案件だったと思いますが、空欄となってしまう大変申し訳ございませんでした。同様の案件がございましたら次は備考覧に委員さんが一目で分かるように載せておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○1 番委員

基本的にはどういう質問が出るか解りませんので中々難しいところもあるかと思いますが、その点はしっかりお勉強していただければと思います。よろしくお願いします。

○会長

(○推進委員手をあげる)

○委員をお願いします。

○○推進委員

公社がらみで所有権移転をするとメリットがあるということは前回の会議で聞いたんですが、公社がらみで農地転用とか、農地転用して売買とかそういうしがらみは公社を通じたら何かあるんでしょうか。農地法第3条だけが公社がらみになる訳でしょうか。

○会長

事務局からよろしいですか。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

しがらみといいますか、公社を通しての関係に関しましては先ほど○委員がおっしゃったとおり、税制上の優遇措置というのがございます。そのかわりですねやはり譲受人の方の要件、後は場所の要件というのがございます。農業公社を通してこのように手続きをするにはまずその場所が農振農用地区域ですね。農振地域の農用地区域に該当していること。後は譲受人の方が中心的な方、認定農業者とかですね。そういう方でしたら今回のように農業公社を通した財政措置の優遇を受けることができる所有権移転というのが、手続き的に可能となっております。

それ以外に一般的に誰でもできるものが農地法3条、貸借、売渡ですね、にはなっておりますので、そこが違うところかとは思いますが。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○○推進委員

だから4条転用と第5条の転用、売買、これを公社が先にしとって、それを買うということは可能でしょうか。そしたら税制法上有利、メリットがあって最後に手に入れる人は、公社がそういうことができるかということですね。第3条しか公社はかかわらんのか、それが聞きたかったんですよ。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局より説明します。

農地法4条・5条の転用に関しましては農業公社は取り扱っておりません。基本的には農業を利用する上での手続きを対応する形になっております。

○会長
○○推進委員
○会長

以上です。
よろしいですか。
はい。
それでは採決に移ります。
賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい。全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に定める

地域計画目標地図素案の決定について

続きまして、議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

それでは最後のページをお願いいたします。

【議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画

目標地図素案の決定について詳細に説明】

こちらにつきまして、本日お配りしております目標地図の素案 3 ヶ所分でございますが、こちらをご確認していただきたいと思います。

こちらは農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定によりまして、南小国町のほうが策定することとなっております地域計画につきまして、その中で目標地図の素案作成を同法の第 20 条に基づきまして、南小国町長より南小国町農業委員会のほうへ依頼され今年度作成したものになります。

詳細等については野口より説明をいたします。

○事務局

当日配付資料の地域計画目標地図素案につきましては、今年度令和 6 年 4 月から行っているアンケート調査、タブレット調査及び各集落ごとの聞き取りから作成したものとなっております。本町全 64 集落の地図を作成しており、配付資料にはすみません

全てではありませんが、各大字ごとから一集落をピックアップしております。目標地図につきましては、総会に議案として諮り承認後南小国町農林課に提出することとなっております。

また、地域計画については、令和 6 年度末で一度策定されますが、内容については毎年見直しを行う予定となっております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の件について、皆さんからご質問等がございましたらお願いします。

(4 番委員手をあげる)

4 番穴井委員お願いします。

○4 番委員

この地域目標地図素案という資料が出ていますけど、私たちはですね目の良い方はいいんですが、目の悪いものにはちょっと見えにくいんですけども皆さんはどうか分

りませんが、もう少し字を大きくできないものかなというふうに思いますが。
如何でしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

事務局から回答させていただきます。

今回の議案の添付資料をどのような形でお配りしようか悩んだところだったんですけど、これより大きい紙A3で印刷しましたが、こちらの名前に関してはA3でも見つからなかったので、こちらA4でさせていただきました。実際集落の方にはA1という更に大きい紙でお配りしますので、実際集落の皆さんにご覧いただく際には、名前がそれぞれ解るような図面でお配りしますので、今回の総会に関しましては見にくい形で大変申し訳ございませんが、住民の方に届くときにはしっかりと見える形で印刷しますのでよろしくお願いします。

○4番委員

はい。わかりました。

○会長

(6番委員手をあげる)

6番河津委員お願いします。

○6番委員

はい。今抜粋ですね、各区の素案図が出ておりますけど、これは委員さんに一部ずつ配布することはできるんですかね。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

はい。配布に関しましては農業委員さん、推進委員さんにはお配りすることができます。そちらに関しては先ほどご説明したとおり全64集落地図がございますので、各担当地域の地図、若しくは全部欲しいという方にはお出しすることはできるかなと思いますが、その時には改めて事務局に連絡いただければと思います。

以上です。

○6番委員

はい。

○会長

(1番委員手をあげる)

1番藤堂委員。

○1番委員

はい。すみません。これはまだ地図の素案ということですけど、できれば先ほど穴井委員のほうから出ました文字を大きくということもそうなんですけど、どこの地区かぐらひは入れていただくと解りやすいのかなと。この1枚目と2枚目の素案の地図と3枚目の地図と随分なんか違うんですけど、この違いは何か訳があるんですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。今藤堂委員から要望のありました地図に関しての地区名につきましては、入れるように改めて対応させていただきたいと思います。図面の3枚目の違いに関しましては、こちら地籍が入っているか入っていないかで異なっております。中原・赤馬場地区につきましては地籍が全て完了していますので、こちらはシステムで出力したデータでこのようにできております。ただ、満願寺のほうの地籍の入っていないところに関してはどうしても手作業での作成になりますので、3枚目に関してはこのような形になっているところでございます。

あとひとつ補足で、1枚目の地域に関しましては赤馬場千光寺集落地図になりま

	す。2枚目中原につきましては地蔵原・松ノ木の地区になっております。
	以上です。
○会長	はい。他にありませんか。
	(○推進委員手をあげる)
	○委員からどうぞ
○○推進委員	あの真ん中の番号は地番ですか。分らんばってんか、番号は何ですか。地番ですか。名前。
○会長	事務局からお願いします。
○事務局	事務局より説明します。
	上2枚の紙につきましては、入っているのは所有者名になります。3枚目に関しましては、地番が地図には入っていきまして、左下の方にお名前が入っています。3枚目に関してはどうしても手作業で作成したため、統一できなかったところがございますが、よろしくをお願いします。
○○推進委員	はい。じゃあ色違いの説明も出来上がったときに、緑は何々とか青は何々とか出るんでしょうけど、右下にありますN T Tインフラネット何とかと書いてあるのは、これはタブレットとかあれば私どももこれを引き出して見ることは可能なんではないでしょうか。それとも役場だけのシステムの完備ですか。
○会長	事務局からお願いします。
○事務局	はい。まず色分けにつきましてはこちら所有者ごとに色が違うようになっております。そちらの右下に書いてあるインフラネットとかはですねこちらのシステムに関しては農業委員会の事務局のほうで扱っている農業委員会サポートシステムというもので出力したもので、こちらは基本的に事務局担当者しか扱えないものではございますので、委員さんのタブレットに入れて見れるというのではないかと思います。ただP D Fとかでデータでお渡しすることはできますので、そこは今後の運用に関してはご相談しながら決めていければと思います。
○○推進委員	P D Fとは何ですか。
○事務局	データのP D Fですね。ワードとかエクセルとかP D Fとかデータ単体で皆さんにお渡しすることはできるかなということになります。
○○推進委員	それと付随してですね、先週の金曜日に来ました農業新聞にですねどこかの農業委員会が全委員さん、最適化推進委員さんにタブレットを支給して土地情報が現場で解って非常に活用がされているという紹介があっていました。で、私どもも2年前ですかパトロールでタブレットを持っていったらうまく機能しなかったということで、これは情報網の設備とかで南小国はまだそこまで行っていないのかなという感じなんですけど、タブレットのフル活用について事務局もどんどん進化して欲しいと思います。タブレットの活用の件についてよろしくお願いします。
○会長	事務局からよろしいですか。
○事務局	そうですねタブレットの件につきましては町で5台導入しているところでして、主に活用としては農地パトロールの時に活用しておりますが、中々やはり電波の状況で

山間地、後は地籍の入っていない満願寺地域につきましては、やはり利用が難しいところでございます。そこに関しては本年度、次年度以降に関してもまずはタブレット、各委員さんに配布できるかどうかから含めて事務局のほうも検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○会長

（４番委員手をあげる）

４番穴井委員からお願いします。

○４番委員

これ私聞いていか分かりませんが、この農業経営基盤強化促進に定める地域計画目標素案決定についてということでございますけど、根本のこれはあれだったですかねいわゆる土地の集積・集約なんかをする関係でございましたか。ちょっと教えてください。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より説明させていただきます。

こちらの地域計画の大元となる目的ですね、法律では基盤強化法の法律に基づくとは書いてありますが、いま穴井委員がおっしゃったとおり農地の集積・集約、一ヶ所に集めたり、あとは作る方の近くに集めたりする目的に作る場所では国は定めているところです。本町としてはそこを最終ラインとしては見据えていますが、まずは地域の方たちの実状に寄り添った形で地図を作成しながら、まだすぐその１０年先の未来を見据えてというのは難しいかとは思っていますので、徐々にまずは１、２年先の未来を見据えてという形でこの地図を使いながら、各集落ごとの農業の未来について話し合っていたくことを考えていますので、よろしくお願いします。

○４番委員

はい。よく分かりました。ありがとうございました。

○会長

（○推進委員手をあげる）

○委員どうぞ。

○○推進委員

何回も済みませんが、この議案を今年からこのボックスに入れていただけるということで、当日配付資料もですねこの写真とか分かりやすい資料は是非とも一緒に同封で添付をお願いします。

それともう１件は、農業新聞で見たんですが遊休農地の解消に向けて割と規制を緩和するという感じで出まして５年ごとに水張りをしてからいつでも農地に戻せるような農地の管理ということで、今までが足かせがあったみたいですが、５年ごとに水張りとかしなくていいというような方に変わったと思うんですが、事務局はどういうふう判断しておりますか。

○会長

これは議案に逸れているから、これは総会が終わってからしか話されんでしょう。議案に関することなら受け付けますけど。

他に皆さんからありませんか。

（ありません。の声あり）

それでは採決に移ります。

賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員賛成ですので当委員会で決定したことを町へ通知いたします。
以上で総会の議案を全て終了いたしました。
これで令和7年2月の総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年2月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員 7 番委員

署 名 委 員 8 番委員

会 議 録 調 整 者 野 口 駿 太 郎
本 誌 表 紙 共 枚